

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
目次 （現行のとおり）	目次 （略）
第一条から第十二条の四まで　（現行のとおり）	第一条から第十三条の四まで　（略）
第十三条の五 （現行のとおり）	第十三条の五 （略）
一 エアコンディショナー（水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第四十八条第一項に規定するもの以外のもののうち、冷暖房の用に供するもの（冷房能力が四キロワット以下のものに限る。）であつて、直吹き形かつ壁掛け形のもの（一の室外機に二以上の室内機を接続するもののうち各室内機の運転を個別に制御するものを除く。）に限る。）	一 エアコンディショナー（水冷式のものその他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第十二条第一項に規定するもの以外のもののうち、冷暖房の用に供するもの（冷房能力が四キロワット以下のものに限る。）であつて、直吹き形かつ壁掛け形のもの（一の室外機に二以上の室内機を接続するもののうち各室内機の運転を個別に制御するものを除く。）に限る。）
二 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するもののその他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第四十八条第八項に規定するものを除く。以下同じ。）	二 電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含み、熱電素子を使用するもののその他エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第十二条第八項に規定するものを除く。以下同じ。）
第十三条の六から第十五条まで　（現行のとおり）	第十三条の六から第十五条まで　（略）
第十六条 （現行のとおり）	第十六条 （略）
2 （現行のとおり）	2 （略）
3 条例第二十八条第一項の規定による自動車環境管理計画書の提出は、同項に規定する特定事業者に該当することとなつた日から六十日以内（特定事業者に該当することとなつたときに提出した自動車環境管理計画書に引き続き自動車環境管理計画書の提出にあつては、計画期間の初年度の五月末日まで）に、別記第六号様	3 条例第二十八条第一項の規定による自動車環境管理計画書の提出は、同項に規定する特定事業者に該当することとなつた日から六十日以内（特定事業者に該当することとなつたときに提出した自動車環境管理計画書に引き続き自動車環境管理計画書の提出にあつては、計画期間の初年度の五月末日まで）に、別記第六号様

式による自動車環境管理計画書提出書に、条例第二十八条第一項に規定する指針（以下「自動車環境管理指針」という。）に基づき作成する自動車環境管理計画書を添付して行わなければならない。

4 条例第二十八条第二項の規定による計画書の提出は、自動車環境管理計画書の内容を変更した日から六十日以内に、別記第六号様式の二による自動車環境管理計画書変更提出書に、自動車環境管理指針に基づき作成する変更後の自動車環境管理計画書を添付して行わなければならない。

（実績報告書の提出）

第十六条の二 条例第二十九条の規定による実績報告書の提出は、五月末日までに、別記第六号様式の三による自動車環境管理実績報告書提出書に、自動車環境管理指針に基づき作成する自動車環境管理実績報告書を添付して行わなければならない。

（自動車環境管理者の選任及び変更の届出）

第十六条の三 条例第三十三条第一項又は第二項の規定による届出は、自動車環境管理者を選任し、又は変更した日から六十日以内に、別記第六号様式の四による自動車環境管理者選任（変更）届出書により行わなければならない。

第十七条 （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

3 条例第三十五条に規定する規則で定める割合は、低公害車（条

式による自動車環境管理計画書提出書に、別記第六号様式の二による自動車環境管理計画書を添付して行わなければならない。

4 条例第二十八条第二項の規定による計画書の提出は、自動車環境管理計画書の内容を変更した日から六十日以内に、別記第六号様式の三による自動車環境管理計画書変更提出書により行わなければならない。

（実績報告書の提出）

第十六条の二 条例第二十九条の規定による実績報告書の提出は、五月末日までに、別記第六号様式の四による自動車環境管理実績報告書により行わなければならない。

（自動車環境管理者の選任及び変更の届出）

第十六条の三 条例第三十三条第一項又は第二項の規定による届出は、自動車環境管理者を選任し、又は変更した日から六十日以内に、別記第六号様式の五による自動車環境管理者選任（変更）届出書により行わなければならない。

第十七条 （略）

2 （略）

3 条例第三十五条に規定する規則で定める割合は、低公害車（条例第三十五条に規定する知事が別に定める自動車をいう。以下同

じ。) のうち排出ガスを発生しないか、又は排出ガスの発生量が特に少ないものとして知事が別に定める自動車に換算した場合において、五パーセントとする。

第十八条から第五十九条まで (現行のとおり)

(石綿含有建築物解体等工事施工計画届等)

第六十条 条例第一百二十四条第一項に規定する規則で定める石綿含有材料は、吹き付け石綿(吹き付け工法に使用される石綿含有材料をいう。以下同じ。)及び石綿を含有する保温材(石綿を含有する耐火被覆材及び断熱材を含む。)とする。ただし、同項に規定する壁面、天井その他の部分に使用する場合は、吹き付け石綿に限る。

2 (現行のとおり)

3 条例第一百二十四条第一項に規定する規則で定める延べ面積等は、建築物については延べ面積で五百平方メートル、建築物以外の施設については建築面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第五号に規定する建築面積をいう。)で五百平方メートルとする。

4 (現行のとおり)

5 条例第一百二十四条第三項の規定による届出は、別記第三十五号様式の二による石綿飛散防止方法等計画届出書によらなければならぬ。

第六十一条から第八十二条まで (現行のとおり)

じ。) のうちの排出ガス七十五パーセント低減レベルの自動車に換算した場合において、五パーセントとする。

第十八条から第五十九条まで (略)

(石綿含有建築物解体等工事施工計画届等)

第六十条 条例第一百二十四条第一項に規定する規則で定める石綿含有材料は、吹き付け石綿(吹き付け工法に使用される石綿含有材料をいう。以下同じ。)及び石綿を含有する保温材とする。ただし、同項に規定する壁面、天井その他の部分に使用する場合は、吹き付け石綿に限る。

2 (略)

3 条例第一百二十四条第一項に規定する規則で定める床面積は、五百平方メートルとする。

4 (略)

第六十一条から第八十二条まで (略)

## (受理書)

第八十三条 知事は、条例第八十一条第二項（条例第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第八十九条、第九十条、第一百一十四条第一項又は同条第三項に規定する申請又は届出がその事務所に到達したときは、別記第三十九号様式による受理書を当該申請又は届出をした者に交付するものとする。

## 別表第一から別表第十二まで （現行のとおり）

## 別表第十三 石綿の飛散の状況の監視方法（第五十九条関係）

工事の区分	監視の方法
建築物その他の施設の解体又は改修の工事	（現行のとおり）
一 石綿含有建築物解体等工事に該当するもの（除去、封じ込め又は囲い込みの作業の箇所が局所であつて、知事が認める石綿の飛散防止方法によるものを除く）	（現行のとおり）
二 一以外のもの	（現行のとおり）

付表 （現行のとおり）  
別表第十四から別表第二十まで （現行のとおり）

## (受理書)

第八十三条 知事は、条例第八十一条第二項（条例第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第八十九条、第九十条又は第一百二十四条第一項に規定する申請又は届出がその事務所に到達したときは、別記第三十九号様式による受理書を当該申請又は届出をした者に交付するものとする。

## 別表第一から別表第十二まで （略）

## 別表第十三 石綿の飛散の状況の監視方法（第五十九条関係）

工事の区分	監視の方法
建築物その他の施設の解体又は改修の工事	（略）
一 石綿含有建築物解体等工事に該当するもの	（略）
二 一以外のもの	（略）

付表 （略）  
別表第十四から別表第二十まで （略）

別記第一号様式から第五号様式の四まで（現行のとおり）

第6号様式(第16条関係)

年 月 日

東京都知事 駿

住 所

氏 名

〔法人にあっては名称、代表者の  
〔氏名及び主たる事務所の所在地〕〕

自動車環境管理計画書提出者

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第28条第1項の規定により、自動車環境管理計画書を提出します。

特定事業者の名称	
特定事業者の所在地	
自動車環境管理計画書	別添のとおり
連絡先	
※ 受付欄	

〔日本工業規格A列4番〕

備考 1. 没印の欄には、記入しないこと。

2. 自動車環境管理計画書の大ささは、日本工業規格A列4番とすること。

別記第一号様式から第五号様式の四まで（略）

第6号様式(第16条関係)

年 月 日

東京都知事 駿

住 所

氏 名

〔法人にあっては名称、代表者の  
〔氏名及び主たる事務所の所在地〕〕

自動車環境管理計画書提出者

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第28条第1項の規定により、自動車環境管理計画書を提出します。

特定事業者の名称	
特定事業者の所在地	
自動車環境管理計画書	別添のとおり
連絡先	(電話番号： )
※ 受付欄	

〔日本工業規格A列4番〕

第6号様式(第16条関係)

その1

特定事業者番号	基
自動車環境管理計画書	
1 特定事業者の概要	
特定事業者の名称	
特定事業者の所在地	
特定事業者に該当するところとなった日	年 月 日
使用する自動車の台数	台
運 転 者	員
従 事 員 数	員
資 本 金 算	円
運行責任者所属及び氏名	
管 理 作 用 図	別添のとおり
2 基本方針	
〔日本工業規格A列4番〕	

備考 1. 没印欄は、記入しないこと。

2. 「使用する自動車の台数」の欄には、別記標準様式の2号の印合計欄の二重線の部分の枠を記入すること。

3. 「基本方針」の欄には、日本工業規格A列4番の中分類項目を記入すること。

備考 1. この用紙に記入された額の合計を記入せよ。――

**(本式)第1回(第4回)**  
備考：①「被災者その他の避難所登録簿」の欄には、被災事業者において定める被災者の登録を記入すること。  
②この用紙の複数枚提出する場合は、「この用紙を複数枚提出して記入すること」かし、「合計」の欄についても、追加した用紙の枚数を記入すること。  
③「ティーザル自動回転式販賣台(販賣台)」の欄中「災害自動回転」又は「販賣台自動回転」及び「自走自動回転」の欄に記載する被災者の個数の欄に記入する場合は、「被災自動回転」又は「販賣台自動回転」の欄には、「自走自動回転」の欄に記入する。  
④「他の被災者登録簿」の欄の「被災登録簿」及び「その他の」の欄には、「被災自動回転」を除く用紙を記入すること。

**手順1：この用紙、監視と併用すること。**

1. 「監視」の欄に、以下の区分を記入すること。ただし、これらの区分は、複数の用途に跨ることを含む。  
自動車を含むとする。

① **専用自動車**：小型自動車及び各級自動車、② **普通自動車**、③ **小型普通自動車**（1.7t以下）、④ **小型普通自動車**（1.7t以上～2t以下）、⑤ **小型普通自動車**（2.0t以上～3.5t以下）、⑥ **中型普通自動車**（3.5t以上）、⑦ **大型普通自動車**（3.5t以上～2.5t以下）、⑧ **大型普通自動車**（2.0t以上～3.5t以下）、⑨ **大型普通自動車**（3.5t以上～8t未満）、⑩ **普通貨物自動車**（8t以上）、⑪ **普通貨物自動車**（乗合5人以上～10人未満、1.7t以下）、⑫ **乗合自動車**（乗客5人以上～10人未満、1.7t以上～3.5t以下）、⑬ **乗合自動車**（乗客11人以上～30人未満、2.0t以上～3.5t以下）、⑭ **乗合自動車**（11人以上～30人未満、3.5t以上）、⑮ **乗合自動車**（乗客31人以上～17t以下）、⑯ **乗合自動車**（乗客31人以上～17t以上～20t以下）、⑰ **乗合自動車**（乗客31人以上～2.0t以上～3.5t以下）、⑱ **乗合自動車**（乗客31人以上～1.7t）。

2. 車両に付し、運転者等に記入すること。

3. 「荷役時間の区分」の欄中「ティーセル式荷役装置」の欄に、子供の荷役装置登録を進めたものの方等として、  
運送台装置を、「荷役門式荷役装置」の欄に荷役に支障が発生する荷役装置登録を進めた場合の運送台装置  
を記入すること。

4. 令和15年10月「日賃別適用書」と令和15年10月13に被子荷役装置登録が適用されることによるティーセル自動車を、19号令15年10月28日「日賃別適用書」と同月10月28日既存の荷役装置登録する被子荷役装置登録の適用されることがあるティーセル自動車及び令和15年10月13以後の被子荷役装置登録にあたる日に新たに被子荷役装置登録の適用されることとなるティーセル自動車をいう。

5. 「ティーセル式荷役装置」の荷役門式荷役装置登録入出庫の欄（左）の欄中「荷役門式荷役装置の欄の左」、「右」  
及び「右」に付する子供の荷役装置登録を支障が発生する荷役装置登録の荷役装置登録を、「左」と付  
する被子荷役装置、「ティーセル式荷役装置」と同様登録を支障する被子荷役装置を、「右」と付  
する被子荷役装置を、「ティーセル式荷役装置」と同様登録を支障する被子荷役装置をいう。

6. 「この用紙の記入に当たっては、二輪自動車及び曳引車の自動車登録を除くものとする。

7. 「自動車更新の方法となる特徴」の欄には、運送業者において各自で定める実情の保証書を記入すること。

**手順1**

(2) ティーセル式荷役装置登録の荷役装置登録入出庫表

登録番号	登録の内容					
	登記	登記	登記	登記	登記	登記
<b>前記登録区分</b>						
登録区分	登記	登記	登記	登記	登記	登記
1. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
2. 中型普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
3. 大型普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
4. 小型普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
5. 中型普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
6. 大型普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
7. 小型普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
8. 中型普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
9. 大型普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
10. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
11. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
12. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
13. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
14. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
15. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
16. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
17. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
18. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
19. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
20. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
21. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
22. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
23. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
24. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
25. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
26. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
27. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
28. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
29. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
30. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
31. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
32. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
33. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
34. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
35. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
36. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
37. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
38. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
39. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
40. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
41. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
42. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
43. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
44. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
45. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
46. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
47. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
48. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
49. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
50. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
51. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
52. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
53. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
54. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
55. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
56. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
57. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
58. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
59. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
60. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
61. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
62. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
63. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
64. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
65. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
66. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
67. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
68. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
69. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
70. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
71. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
72. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
73. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
74. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
75. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
76. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
77. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
78. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
79. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
80. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
81. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
82. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
83. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
84. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
85. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
86. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
87. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
88. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
89. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
90. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
91. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
92. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
93. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
94. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
95. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
96. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
97. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
98. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
99. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
100. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
101. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
102. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
103. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
104. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
105. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
106. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
107. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
108. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
109. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
110. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
111. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
112. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
113. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
114. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
115. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
116. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
117. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
118. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
119. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
120. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
121. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
122. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
123. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
124. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
125. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
126. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
127. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
128. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
129. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
130. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
131. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
132. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
133. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
134. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
135. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
136. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
137. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
138. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
139. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
140. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
141. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
142. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
143. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
144. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
145. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
146. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
147. 大型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
148. 普通貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
149. 中型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
150. 大型貨物自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
151. 普通自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
152. 中型自動車	登記	登記	登記	登記	登記	登記
153						

その6

### 5 自動車使用合理化計画

### (1) 自動車使用合理化計画事項

中	画	室	題		內	容	題

(2) 皇勃事務行部規及び資料使用規についての年次計画(指名)

自動車の種類の 種類別区分	項 目	計画期間			
		年度	年度	年度	年度
天然ガス自動車	走行距離 (百km)				
液化石油ガス (L.P.G.)自動車	走行距離 (百km)	L.P.G. 使用量 (t)			
ガソリン自動車	走行距離 (百km)	ガソリン使用量 (t)			
ディーゼル自動車	走行距離 (百km)	軽油使用量 (t)			
ハイブリッド自動車(ガソリン)	走行距離 (百km)	ガソリン使用量 (t)			
ハイブリッド自動車(軽油)	走行距離 (百km)	軽油使用量 (t)			
メタノール自動車	走行距離 (百km)	メタノール使用量 (t)			
電気自動車	走行距離 (百km)	電気使用量 (kWh)			

日本工藝相冊(別冊)

備考 この用紙には、別記第6号様式の2つの7の車種ごとの合計を記入すること。

705

(3) 指定低公害車の導入台数及び導入率並びに自動車等使用台数

日本工業規格 A 列 4 頁

- 備考 ①「印の欄には、特徴事象等に該当することとされた旨を記入すること。」  
②「登録情報の欄には、東京都立公害監視以外の数値を含めた年次実績の総合指数を記入すること。」  
③「日別測定の欄は公害監視基準台所の欄に、各年度の台所を記入すること。」  
④「この用紙の記入に当たっては、市立自動車検査場及び個人の自動車購入のとること」とこと。  
⑤「当紙に手書きで記入の場合は、市立自動車検査場第41号に上り計算すること。」

## その8

## 6 条例で規定する事項の遵守

計画事項	内容
衛生等の義務	
適正な整備	
適切な運転	
マイドリング・ストップの義務	
適正な燃料の使用	

## 7 その他の計画事項

計画事項	内容

(日本工業規格A形4番)

## その9

## (1) 自動車等の油類及び潤滑剤についての用法(西表島)

自動車の要件の種類別区分	項目	計画期間			
		年度	年度	年度	年度
走行距離 天然ガス使用量	走行距離 (百m)				
走行距離 LPG使用量	走行距離 (百m)				
走行距離 ガソリン使用量	走行距離 (百m)				
走行距離 ガソリン使用量	走行距離 (百m)				
走行距離 エタノール自動車	走行距離 (百m)				
走行距離 ハイオクガソリン自動車	走行距離 (百m)				
走行距離 ターボ車	走行距離 (百m)				
走行距離 電気自動車	走行距離 (百m)				

(日本工業規格A形4番)

備考:「走行」の欄には①乗用車(二輪車を除く)、②小型貨物自動車(軽貨物車を除く)、③普通貨物自動車(特種車を含む)及び④乗合自動車の区分により記入すること。

### 第6号様式の2(第16条関係)

東京都知事	署名
住 所	
氏 名	
〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び生年月日、事務所の所在地〕	
自動車環境管理計画書変更提出書	
自動車環境管理計画書の記載事項について変更したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第28条第2項の規定により提出します。	
特 定事業者の名称	
特 定事業者の所在地	
変更した事項	
変更の理由	
変更した自動車環境管理 計画書	別添のとおり
変 更 年 月 日	年 月 日
原 簿 先	
※ 受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 1. \*印の欄には、記入しないこと。

② 変更した自動車環境管理計画書の大きさは、日本工業規格A4判(横)とする。

### 第6号様式の3(第10条関係)

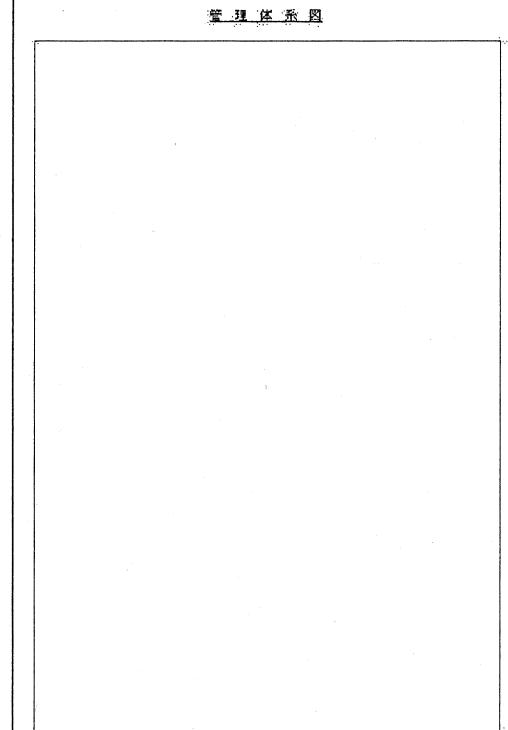
東京都知事	監	年 月 日
住 所		
馬 氏		
法人にあっては名称、代表者の氏名及び生たる事務所の所在地		
自動車環境管理計画書変更提出者		
自動車環境管理計画書の記載事項について変更したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第28条第2項の規定により提出します。		
特 定 事 業 者 の 名 称		
特 定 事 業 者 の 所 在 地		
変 更 し た 事 項		
変 更 の 原 因		
変更した自動車環境管理計画書 別添のとおり		
変 更 年 月 日	年 月 日	
連絡先	(電話番号)	
※ 受付欄		

(日本工業規格A列4番)

備考：業印の欄だけ 許可しないと

別紙

### 管理体系图



〔日本工業規格A列14番〕

## 第6号様式の4(第10条の3関係)

年 月 日		
東京都知事 殿		
<p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>(法人にあっては名称、代表者の 氏名及び生じる事務所の所在地)</p>		
<p>道 任</p> <p>自動車環境管理者</p> <p>年 月 日</p>		
<p>道 任</p> <p>自動車環境管理者</p> <p>年 月 日</p>		
<p>道 任</p> <p>自動車環境管理者を次のとおり 変更しましたので届け出ます。</p>		
自動車環境管理者	道 任 年月日 変更	年 月 日
		道 任 原因 変更
所 在 地		
氏 名		
連絡先		
※ 受付欄		

(日本工業規格A3判4面)

備考：※印の欄には、記入しないこと。

## 第6号様式の3(第10条の3関係)

年 月 日												
東京都知事 殿												
<p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>(法人にあっては名称、代表者の 氏名及び生じる事務所の所在地)</p>												
<p>道 任</p> <p>自動車環境管理者報告書提出者</p>												
<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第33条、第2項 の規定により、 自動車環境管理者に記載した事項に係る前年度の実績を記載した報告書を提出します。</p>												
<table border="1"> <tr> <td>特定事業者の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定事業者の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車環境管理者報告書 提出者</td> <td>別添のとおり</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 受付欄</td> </tr> </table>			特定事業者の名称		特定事業者の所在地		自動車環境管理者報告書 提出者	別添のとおり	連絡先		※ 受付欄	
特定事業者の名称												
特定事業者の所在地												
自動車環境管理者報告書 提出者	別添のとおり											
連絡先												
※ 受付欄												

(日本工業規格A3判4面)

備考：①※印の欄には、記入しないこと。

②自動車環境管理者報告書の大きさは、日本工業規格A3判4面とすること。

## 第6号様式の4(第10条の2関係)

年 月 日		
東京都知事 殿		
<p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>(法人にあっては名称、代表者の 氏名及び生じる事務所の所在地)</p>		
<p>道 任</p> <p>自動車環境管理者報告書</p>		
<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第33条の規定により、自動車環境管理者に記載した事項に係る前年度の実績を次のとおり報告します。</p>		
特定事業者の名称		
特定事業者の所在地		
連絡先	<p>(電話 )</p>	
※ 受付欄		

(日本工業規格A3判4面)

備考：※印の欄には、記入しないこと。



#### その4

## 2 自動車使用合理化計画の実施

董 事	内 容	答

### 3 条例で規定する事項の遵守の実績

事項	内容
荷主等の義務	
適正な整備	
適切な運転	
アイドリング・ストップの義務	
適正な燃料の使用	

#### 1 他の計画の実績

#### 日本工業規格(JIS)

**備考** 1 この用紙は、二車種ごとに記入すること。「車種」の欄が不足する場合は、この用紙を追加して記入すること。

2 「車種」の欄には、以下の区分を記入すること。なお、これらの各車種区分には、特種の用途に供するため改造された自動車を含むものとする。

①乗用車(普通自動車、小型自動車及び普通自動車) ②軽貨物自動車: ③小型貨物自動車A(1.7t以下) ④小型貨物自動車B(1.7t超~2.5t以下) ⑤小型貨物自動車C(2.5t超~3.5t以下) ⑥小型貨物自動車D(3.5t超) ⑦普通貨物自動車E(1.7t以下) ⑧普通貨物自動車F(1.7t超~2.5t以下) ⑨普通貨物自動車G(2.5t超~3.5t以下) ⑩普通貨物自動車H(3.5t超~8t未満) ⑪普通貨物自動車I(8t以上) ⑫乗合自動車(乗車定員1人以上~30人未満、1.7t以下) ⑬乗合自動車M(乗車定員11人以上~30人未満、1.7t超~2.5t以下) ⑭乗合自動車L(乗車定員11人以上~30人未満、2.5t超~3.5t以下) ⑮乗合自動車M(11人以上~30人未満、3.5t超) ⑯乗合自動車N(乗車定員30人以上、1.7t以下) ⑰乗合自動車O(乗車定員30人以上、1.7t超~2.5t以下) ⑱乗合自動車P(乗車定員30人以上、2.5t超~3.5t以下) ⑲乗合自動車Q(乗車定員30人以上、3.5t超)

3. \*の欄は、提出済みの自動車環境管理計画書の「(4)ディーゼル車対策計画及び新規指定低公害車導入計画(個別)」の「ディーゼル車対策計画」の欄及び「新規指定低公害車導入計画」の欄から既年度を削除してあります。

4 この用紙の記入に当たっては、二輪自動車及び原付自転車は除くものとすること。  
5 「ディーゼル車対策実績及び新規指定低公害車導入実績等の内訳台(1)」の欄中「指定低公害車等の種類」の欄の「良」「優」及び「超」はそれぞれ東京都低公害車指定要綱第2に規定する良好公害車、優低公害車及び超低公害車を、「他」とはその他の自動車を、「ハ  
イブリッド車」とは電気自動車とガソリン車を併用する車両を指す。

「アリット自動車」とは同要納第5に規定する自動車をいふ。

6 「指定は公告單純使用台数」とは、年度末に使用している台数をいふ。

8 「燃料使用量」の欄には、指定低公害車等の種類ごとの燃料使用量の合計を記入すること。

9 「ハイブリッド自動車」の欄の( )には、主たる燃料の種類を記入すること。

10 「自動車総使用台数」の欄には、東京都指定低公害車以外の台数を含めた車種ごとの総数を記入すること。

別記第七号様式から第三十四号様式まで

(現行のとおり)

別記第七号様式から第三十四号様式まで

(略)

別記第七号様式から第三十四号様式までの届出書

自動車環境管理者		選任	年月日	届出者
		変更		
年月日				
車両登録番号				
性別				
氏名				
法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地				
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第33条第2項の規定により 自動車環境管理者を次のとおり 選任しましたので届け出ます。				
自動車環境管理者	選任年月日	年月日	選任年月日	届出者 変更
連絡先	(電話)			
※交付欄				

(日本工業規格JIS規格)

別紙

(現行のとおり)

第35号様式(第60条関係)

石綿含有建築物解体等工事施工計画届出書		
年月日		
東京都知事 殿		
住所		
氏名		
〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地〕 印		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第124条第1項の規定により、次の とおり届け出ます。		
工事の名称		
工事の場所(所在地)		
工事の種類	解体工事 改修工事	
工事の開始予定年月日	年月日	
工事の終了予定年月日	年月日	
建築主の氏名・住所(法 人にあっては、名称、 代表者の氏名及び主た る事務所の所在地)		
工作物の概要	敷地面積 m <sup>2</sup>	建築面積 m <sup>2</sup>
	構造・階数	主たる用途
石綿の使用状況	吹き付け石綿の使用面積 m <sup>2</sup>	
	石綿保温材の使用面積 m <sup>2</sup>	
	使用部位については別図( )のとおり	
石綿の処理方法	除去 封じ込め 囲い込み	

(日本工業規格 A列4番)

別紙

(略)

第35号様式(第60条関係)

石綿含有建築物解体等工事施工計画届出書		
年月日		
東京都知事 殿		
住所		
氏名		
〔法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地〕 印		
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第124条第1項の規定により、次の とおり届け出ます。		
工事の名称		
工事の場所(所在地)		
工事の種類	解体工事 改修工事	
工事の開始予定年月日	年月日	
工事の終了予定年月日	年月日	
建築主の氏名・住所(法 人にあっては、名称、 代表者の氏名及び主た る事務所の所在地)		
建築物の概要	敷地面積 m <sup>2</sup>	床面積の合計 m <sup>2</sup>
	構造・階数	主たる用途
石綿の使用状況	吹き付け石綿の使用面積 m <sup>2</sup>	
	石綿保温材の使用面積 m <sup>2</sup>	
	使用部位については別図( )のとおり	
石綿の処理方法	除去 封じ込め 囲い込み	

(日本工業規格 A列4番)

## 第35号様式の2(第60条関係)

石綿飛散防止方法等計画届出書		
年月日		
東京都知事 殿		
住所 氏名 (印)		
<p style="text-align: center;">法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地</p>		
<p style="text-align: center;">都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第124条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
特定工事の名称  石綿の飛散防止方法	施工区画の隔離方法	詳細は別紙( )のとおり
	換気装置の設置	施工区画の負圧確保に必要な換気風量の計算根拠 施工区画の容積 $m^3 \times$ 高さ $m = m^3$ 必要な換気風量 $m^3 \div 15$ 分 = $m^3/\text{分}$ 換気装置の換気能力 $m^3/\text{分} \times$ 台 = $m^3/\text{分}$ 設置場所の詳細は別図( )のとおり
	集じん装置	詳細は別紙( )のとおり
	効率	
	換気装置の維持管理	施工区画の隔離状態の維持
	隔離シートの撤去	詳細は別紙( )のとおり

備考 特定工事の名称欄には、大気汚染防止法施行規則に規定する様式第3の4に記載する特定工事の名称を記入すること。

(日本工業規格A列4番)

別記第三十六号様式から第三十八号様式まで  
(現行のとおり)

別紙

粉じんの飛散防止方法	
排水の処理	
石綿濃度の測定	別紙( )のとおり

備考 この届出各欄に定めるもののほか、標準作業工程図（吹き付け石綿及び石綿保温材の除去等の作業の流れがわかるもの）及び工程表を添付すること。

(日本工業規格 A4列4番)

別記第三十六号様式から第三十八号様式まで  
(略)

第39号様式(第83条関係)

受理書	
第 号	
年月日	
申請者	
届出	
殿	
東京都知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
申請書 年月日次のを受理しました。 届出書	
工場設置認可申請書	工場変更認可申請書
指定作業場設置届出書	指定作業場変更届出書
石綿含有建築物解体等工事施工計画届出書	石綿飛散防止方法等計画届出書

(日本工業規格A列4番)

第39号様式(第83条関係)

受理書	
第 号	
年月日	
申請者	
届出	
殿	
東京都知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
申請書 年月日次のを受理しました。 届出書	
工場設置認可申請書	工場変更認可申請書
指定作業場設置届出書	指定作業場変更届出書
石綿含有建築物解体等工事施工計画届出書	

(日本工業規格A列4番)